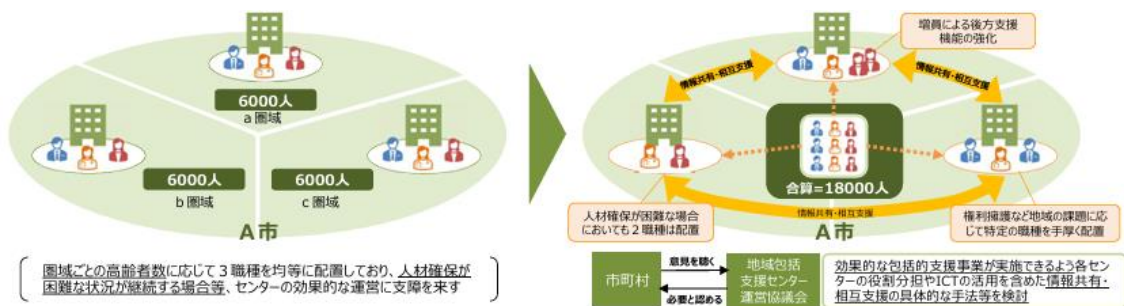


『地域包括支援センター運営マニュアル 3訂』 追補資料

運営マニュアル p. 21～p.22 「2.2 職員の配置等」の記述の関連

【地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化】

○「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、地域包括支援センターの職員については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、市町村の判断に基づき、地域包括センターによる支援の質が担保されるよう留意したうえで、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「**準ずる者**」の**範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を行うことを可能とする。



資料：厚生労働省「改正介護保険施行規則の改正等（報告）」

運営マニュアル p. 23 「1 地域支援事業について」の記述、「図表 2-5 地域支援事業の全体像」の関連

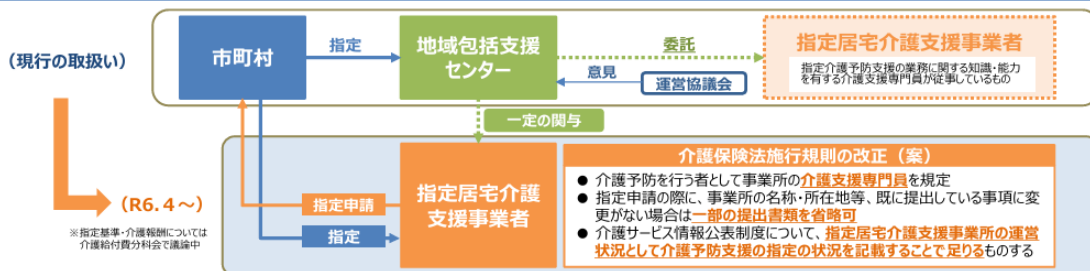
【介護情報の収集・提供等に係る事業の創設】

- 市町村が行う地域支援事業に、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が**被保険者に係る情報を共有し、活用することを促進する事業**を追加する。
- これは、医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施するものであり、介護保険者が行う当該事業を**地域支援事業**として位置づけることとした。

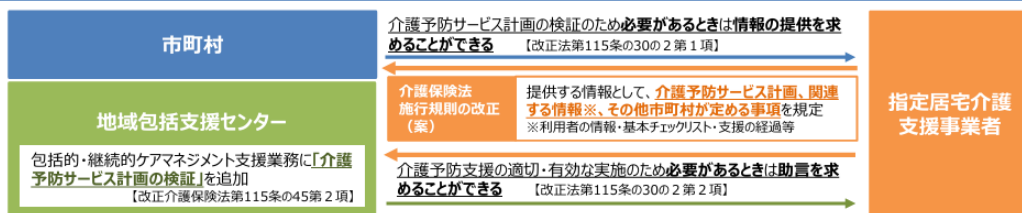
【指定介護予防支援事業者の対象拡大等】

○地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるにあたり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保したうえで、**居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大**する。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



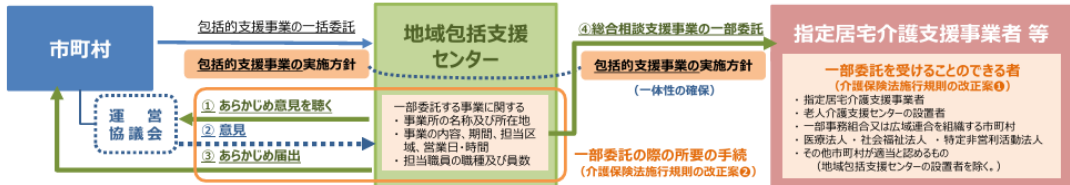
資料：厚生労働省「改正介護保険法の施行等について（報告）」

【総合相談支援業務の指定居宅介護支援事業者等への一部委託】

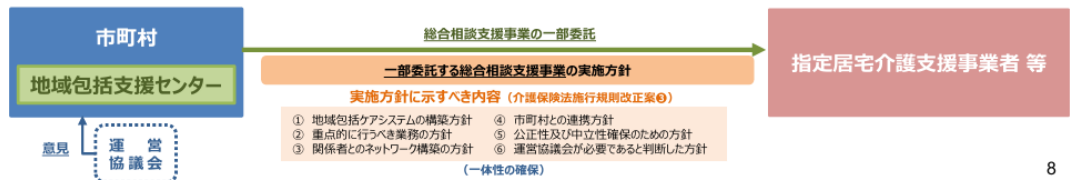
○「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、総合相談支援業務について、地域包括支援センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のブランチやサブセンターとしての活用を推進することが適当であり、総合相談支援業務は地域包括支援センターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、地域包括支援センターの業務との一体性を確保したうえで市町村からの部分委託等を可能とすることが適当であるとした。

- 一部委託を受けることのできる者については、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで所定の事項を届け出ることとする。
- 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



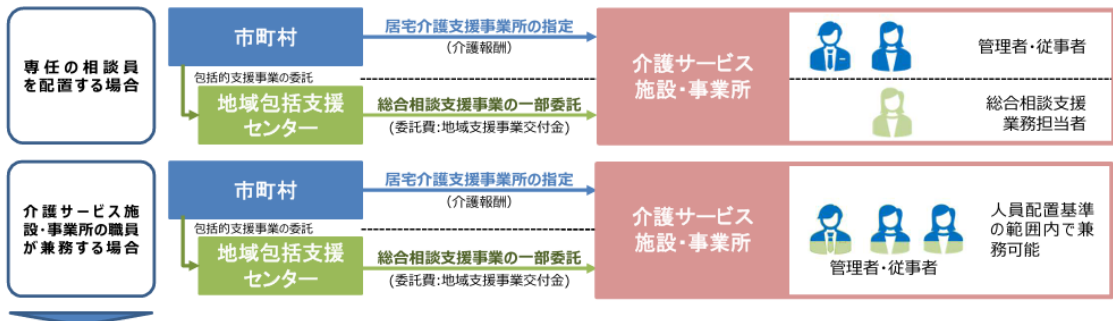
パターン2. 地域包括支援センター（市町村直営型）が一部委託をする場合



資料：厚生労働省「改正介護保険法の施行等について（報告）」

【参考】介護サービス施設・事業所が相談支援事業の一部を委託する場合の取扱い

- 介護サービス施設・事業所が総合相談支援事業の一部の委託を受ける場合、当該施設・事業所の介護サービス従事者が総合相談支援事業の業務を兼務する場合は、人員配置基準の範囲内で兼務可能とし、具体的な取扱いは以下のとおり整理される。



- 介護サービス施設・事業所の人員配置基準の範囲内で兼務可能
 - 専従が求められている職種に従事する者は原則として兼務はできないが、利用者の処遇に支障がない場合等に同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することが可能とされている場合は、支障がない範囲で兼務可能
 - 専従が求められている職種に従事していない勤務時間帯は当該従事者が総合相談支援事業に従事可能
 - 通所介護等の生活相談員については「利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間」として本来業務の一環として行うことが可能

(例) (※通知事項)

居宅介護支援事業所等の管理者	管理上支障がない場合は同一事業所の他の職務として兼務可
居宅介護支援事業所等の介護支援専門員	専従規定はないため兼務可（兼務時間を含めて介護支援専門員の勤務時間としてカウント可）
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員	当該業務に従事する時間帯以外は総合相談支援事業に従事可

資料：厚生労働省「改正介護保険法の施行等について（報告）」

【介護給付等費用適正化事業(任意事業)の事業の統廃合】

- 介護保険法施行令第 37 条の 13 第 8 項第 14 号において、介護給付及び予防給付に要する費用の適正化を積極的に推進している市町村を「介護給付費等適正化推進市町村」と定義しており、その具体的な要件は介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 12 において定めている。
- 同条に規定する要件の 1 つとして、給付適正化主要 5 事業すべての実施を求めているところ、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、**給付適正化主要 5 事業を統廃合**し、①要介護認定の適正化に係る事業、②ケアプラン点検に係る事業、③医療情報との突合・縦覧点検に係る事業の **3 事業に見直す**こととした。

【総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化】

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和 5 年 12 月 7 日）において、「高齢者の日常生活と変わる地域の多様な主体の参画が進めば、高齢者自身に支援が必要となっても、さらには要介護状態や認知症となっても、地域でのこれまでの日常生活を自身の能力と選択に応じて継続できることにつながる。このような視点に立てば、継続利用要介護者の利用対象サービスを、住民主体サービスから広げていくことについて検討することが必要である」とされた。
- このことを踏まえ、総合事業における多様な主体の参入を図りながら、地域のつながりのなかで高齢者自身が適切に活動を選択できるように、以下の改正が行われた。
 - ・継続利用要介護者が地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢の拡大を図る観点から、継続利用要介護者が利用できるものとして**サービス A を含める**。
 - ・継続利用要介護者の選択のもと、心身の状況等を踏まえたサービスが適切に提供されるよう、継続利用要介護者に対し総合事業を提供する際の基準に、**居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・地域ケア会議等の密接な連携と緊急時の対応**に関する規定を新設する。

	訪問型・通所型 従前相当サービス	訪問型・通所型 サービスA	訪問型・通所型 サービスB	訪問型・通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
対象	×	○（今回見直し）	○（R3.4～）	×	○（R3.4～）